

ご存知  
ですか?!

# 日本司法支援センター (法テラス)

## 法テラスって何?

みなさんは日本司法支援センターをご存知でしょうか。日本司法支援センターは、平成18年4月10日、法務省所管の法人として総合法律支援法（平成16年6月2日法律第74号）の下、全額政府出資によって設立された公的な法人です。その愛称は、『太陽の陽の光にポカポカと照らされた居心地のよいテラスのような存在となるように』との願いが込められて「法テラス」とされました。

## どこにあるの?

法テラスは、全国の地方裁判所本庁所在地に対応する地方事務所本所を設置しています。北海道には、札幌・函館・旭川・釧路の4か所に地方事務所本所が置かれている他、函館・旭川・釧路の各地方事務所と江差町と八雲町には司法過疎対策のための常勤弁護士を配置した法律事務所が置かれています。

## 法的トラブルに巻き込まれたときには法テラスへ!

みなさんは、法的トラブルに巻き込まれたときに誰に相談しますか?

知人や身近な人にはなかなか相談しづらいこともあるのではないのでしょうか。

そんな時、一人で悩まずに、まずは法テラスを利用してみてはいかがでしょうか。

法テラス旭川では利用者様からの相談を専門にお聴きする職員を配置し<sup>(\*)1</sup>、電話一本で法的トラブルの解決に役立つ法制度情報やお近くの相談窓口情報を無料<sup>(\*)2</sup>で提供している他、無料法律相談のご予約もできます。<sup>(\*)3</sup>

忙しくて日中は電話できないといった場合には、法テラスサポート・ダイヤル<sup>(\*)4</sup>でも同様のサービス（但し無料法律相談の予約を除きます。）をご利用いただくことができます。法テラスの情報提供は、匿名での利用や回数制限がありませんので、安心してご利用いただくことができます。

(\*1) 法テラス旭川 電話番号：0503383-5566

※平日 午前9時30分から正午まで、午後1時00分から午後3時30分まで。

(\*2) 法テラスへの通話料がかかります。

(\*3) 民事法律扶助制度に基づく法律相談援助。ご利用いただくには収入や保有資産に一定の条件があります。詳しくは法テラスまでお問い合わせください。

	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
月 収	182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下
資 産	180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

(\*4) 法テラスサポート・ダイヤル:電話番号0570-078374

全国一律3分8.5円

携帯電話の場合は、03-6745-5600におかけ願います。

## 【お問い合わせ】

- 日本司法支援センター旭川地方事務所  
(法テラス旭川)
- 〒070-0033旭川市3条通9-1704-1  
住友生命ビル6階
- IP電話0503383-5566

